

高浜町 1 番住宅等大規模集約事業
提案様式集
(再修正版)

平成 2 7 年 1 月 3 0 日

[修正版] 平成 2 7 年 3 月 2 0 日

[再修正版] 平成 2 7 年 4 月 3 日

芦屋市

提出書類一覧

様式 番号	書類	提出 部数	書 式 サイズ	ファイル 形式	枚数
1 入札説明書等に関する書類					
様式 1-1	入札説明書等に関する説明会 参加申込書	1	A4	MS-Excel	1 枚
様式 1-2	入札説明書等に関する質問書	1	A4	MS-Excel	@1 枚/1 質問
様式 1-3	質問回答の内容に関する再質問書	1	A4	MS-Excel	@1 枚/1 質問
2 第一次審査（入札参加資格審査）に関する提出書類					
様式 2-1	入札参加表明書	1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-2	委任状	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-3	高浜町 1 番住宅等大規模集約事業 入札参加資格に関する提出書類（表紙）	1	A4	MS-Word	1 枚
様式 2-4	入札参加資格確認申請書兼誓約書	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-5	参加グループの構成企業連絡先一覧	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-6	設計企業に関する資格	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-7	建設企業に関する資格	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-8	工事実績調書	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-9	工事施工証明書	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-10	工事監理企業に関する資格	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-11	移転支援企業に関する資格	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-12	余剰地等活用企業に関する資格	1	A4	MS-Word	適宜
様式 2-13	誓約書	1	A4	MS-Word	適宜
3 入札辞退時に関する提出書類					
様式 3-1	入札辞退書	1	A4	MS-Word	1 枚
4 (1) 第二次審査（入札書等）に関する提出書類					
様式 4-1	入札書等提出書	1	A4	MS-Word	1 枚
様式 4-2	入札書	1	A4	MS-Word	1 枚
様式 4-3	入札書（市営住宅整備に係る対価）	1	A4	MS-Word	2 枚
様式 4-4	入札書（余剰地等の対価）	1	A4	MS-Word	2 枚
4 (2) 第二次審査（事業提案書）に関する提出書類					
様式 4-5	要求水準に関する誓約書	1	A4	MS-Word	1 枚
様式 4-6	要求水準チェックリスト	1	A4	MS-Word	適宜
様式 4-7	高浜町 1 番住宅等大規模集約事業 提案書（表紙）	26	A4	MS-Word	1 枚
様式 4-8	事業実施体制に関する提案書	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 4-8 （別紙 1）	構成企業の財務状況	26	A4	MS-Excel	適宜
様式 4-9	地域社会貢献、地域経済への配慮に関する提案書	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 4-10	敷地配置計画に関する提案書	26	A4	MS-Word	4 枚以内
様式 4-11	建替住宅等の全体配置計画に関する提案書	26	A4	MS-Word	3 枚以内
様式 4-12-1	市営住宅等の建築計画に関する提案書（建替住宅等）	26	A4	MS-Word	3 枚以内
様式 4-12-2	市営住宅等の建築計画に関する提案書（消防高浜分署）	26	A4	MS-Word	3 枚以内
様式 4-13	少子高齢化への配慮に関する提案書	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 4-14	緑豊かな美しい芦屋の景観の形成への配慮に関する提案書	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 4-15	環境への配慮に関する提案書	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 4-16	市営住宅の維持管理への配慮に関する提案書	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 4-17	施工計画に関する提案書	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 4-18	入居者移転支援に関する提案書	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 4-19	開発コンセプトと土地利用計画に関する提案書	26	A4	MS-Word	1 枚以内
様式 4-20	導入機能に関する提案書	26	A4	MS-Word	1 枚以内
5 第二次審査（設計図書）に関する提出書類					
様式 5-1	高浜町 1 番住宅等大規模集約事業 設計図書（表紙）	26	A4	MS-Word	1 枚
様式 5-2	建替住宅等及び消防高浜分署の建築概要	26	A4	MS-Word	1 枚
様式 5-3	建替住宅等面積表	26	A4	MS-Word	適宜
様式 5-4	建替住宅棟別床面積表	26	A4	MS-Word	適宜
様式 5-5	余剰地等に整備する民間住宅等の建築概要	26	A4	MS-Word	適宜
様式 5-6	余剰地等に整備する民間住宅等の概要	26	A4	MS-Word	2 枚以内
様式 5-7	鳥瞰図	26	A3	PDF	各 1 枚
様式 5-8	高浜事業用地全体配置図	26	A3	PDF	各 1 枚
様式 5-9	高浜事業用地全体動線計画図	26	A3	PDF	各 1 枚
様式 5-10	建替住宅等内外部仕上表	26	A3	PDF	適宜
様式 5-11	建替住宅等各階平面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-12	建替住宅等断面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-13	建替住宅等立面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-14	建替住宅等各住戸平面詳細図	26	A3	PDF	適宜

様式 番号	書類	提出 部数	書 式 サイズ	ファイル 形式	枚数
様式 5-15	消防高浜分署各階平面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-16	消防高浜分署断面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-17	消防高浜分署立面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-18	日影図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-19	壁面等時間日影図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-20	事業実施工程表	26	A3	PDF	2 枚以内
様式 5-21	民間住宅等各階平面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-22	民間住宅等立面図	26	A3	PDF	適宜
様式 5-23	民間住宅等断面図	26	A3	PDF	適宜

書類の提出時の留意点について

ア 一般的事項

- ・ 提出書類の作成に当たっては、入札説明書、本書及び添付の様式等に記載された指示に従って、明確・具体的に記入、提出すること。
- ・ 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- ・ 数字はアラビア字体を使用すること。
- ・ 添付書類については、指定以外のものは提出しないこと。

イ 第一次審査提出書類(様式 2-1~2-13)について

- ・ 提出書類は、各様式の要領に従い記載すること。
- ・ バインダーは、2穴式とし、簡易でかさばらないもの(取り外しが可能なもの)を使用すること。

ウ 第二次審査提出書類~入札書等(様式 4-1~4-4)について

- ・ 入札価格は、本件入札説明書の予定価格を踏まえた、サービス購入費の総額(消費税及び地方消費税を除く。)とすること。
- ・ 入札価格は、他の提出書類と整合が図られているものとする。
- ・ 入札書等は、封筒に入れ密封し、割印を押印の上、提出する。

エ 第二次審査提出書類~事業提案書及び設計図書(様式 4-5~5-23)について

- ・ 提出書類は、各様式の要領に従い記載すること。
- ・ 正本(1部)については事業者名及び代表企業名をつけ、副本(25部)については、住所、会社名、氏名等提案事業者を特定できる表記は付さない。(規定のある場合を除く)
- ・ なお、バインダーは、2穴式とし、簡易でかさばらないもの(取り外しが可能なもの)を使用すること。
- ・ 事業提案書及び設計図書(様式 4-5~5-23)一式の電子媒体(CD-ROM)を1セット提出する。

1. 入札説明書等に関する書類

(様式 1-1)

平成 年 月 日

入札説明書等に関する説明会 参加申込書

(あて先) 芦屋市 都市建設部住宅課

「高浜町1番住宅等大規模集約事業」に関する説明会及び現地見学会への参加を申し込みます。

会社名	
会社所在地	
所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
説明会参加人数	

※ 各企業単位でご提出ください。なお、担当者氏名等は、代表となる1名の方のみの記入で結構です。

※本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください)

(別添エクセルファイル(様式 1-1)をダウンロードしてご利用ください)

(様式 1-2)

平成 年 月 日

入札説明書等に関する質問書

(あて先) 芦屋市 都市建設部住宅課

「高浜町1番住宅等大規模集約事業」に関する入札説明書等について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名	
	会社所在地	
	所属・役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
項目	資料名 (記入例:入札説明書本文/別添資料1)	
	ページ (記入例:P6/P6、8/P18-20)	
	項目 (記入例:第 1-1-(1))	
内容		

※質問1件ごとに本様式1通を使用してください。(複数質問を提出する場合はシートをコピー)

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても記載してください。

※文章はできるだけ、簡潔なものとしてください。

※本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください)

(別添エクセルファイル(様式 1-2)をダウンロードしてご利用ください)

(様式 1-3)

平成 年 月 日

入札説明書等に関する質問の回答に関する再質問書

(あて先) 芦屋市 都市建設部住宅課

「高浜町1番住宅等大規模集約事業」の入札説明書等に関する質問の回答について、再質問事項がありますので、提出します。

質問者	会社名	
	会社所在地	
	所属・役職	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
項目	資料名 質問回答書	
	ページ (記入例:P6/P6、8/P18-20)	
	項目 (記入例:第 1-1-(1))	
内容		

※質問1件ごとに本様式1通を使用してください。(複数質問を提出する場合はシートをコピー)

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても記載してください。

※文章はできるだけ、簡潔なものとしてください。

※本様式については、Microsoft Excel形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください)

(別添エクセルファイル(様式 1-3)をダウンロードしてご利用ください)

2. 第一次審査（入札参加資格審査）に関する提出書類

(様式 2-1)

平成 年 月 日

入札参加表明書

芦屋市長 様

(代表企業) 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 27 年 1 月 30 日付で入札公告のありました「高浜町 1 番住宅等大規模集約事業」に係る総合評価一般競争入札に参加することを表明します。あわせて、「高浜町 1 番住宅等大規模集約事業」の入札説明書等に基づき、入札参加資格に関する提出書類を提出します。

(様式 2-2)

平成 年 月 日

委任状

芦屋市長 様

構成企業	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
構成企業	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
構成企業	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印

*構成企業の欄が不足する場合は、ここに複写して記入すること。

私達は、下記の者に「高浜町1番住宅等大規模集約事業」の入札に関し、次の権限を委任します。

記

代表企業（代理人）	所在地 商号又は名称 代表者氏名	印
代表企業（代理人）	入札書等使用印鑑	印
入札代理人	住所 氏名	印

委任事項

- 1 入札参加表明及び入札参加資格確認審査に関する提出書類の提出等について
- 2 入札及び入札に関する提出書類の提出等について
- 3 ヒアリング等について

(様式 2-3)

高浜町 1 番住宅等大規模集約事業

入札参加資格に関する提出書類

(表紙)

代表企業名	
-------	--

入札参加資格確認申請書兼誓約書

芦屋市長 様

平成 27 年 1 月 30 日付で入札公告のありました「高浜町 1 番住宅等大規模集約事業」に係る総合評価一般競争入札参加資格について確認されたく、別添書類に示す書類を添えて申請します。

高浜町 1 番住宅等大規模集約事業の入札参加資格審査を申請するにあたり、当グループの構成企業は以下のとおりでございます。下記の構成企業は全て入札説明書第 3・3 の入札参加者の備えるべき参加資格要件に記載されている事項を遵守することをここに誓約します。

番号	役割及び市内業者の別	参加グループの構成企業
1	例：代表企業 建設企業	所在地 商号又は代表者 代表者氏名 印
2		所在地 商号又は代表者 代表者氏名 印
3		所在地 商号又は代表者 代表者氏名 印

*各構成企業が、入札説明書第 3・3・(2) の入札参加者の参加資格要件を満たしていることを必ず確認すること。

*代表企業を番号 1 の欄に記入すること。役割欄には、代表企業、構成企業の区別及び設計企業、建設企業、工事監理企業、移転支援企業の区別を記入すること。

*本様式に準じて 1 枚に何社並列しても良いが、必ず表の左欄に通し番号を付けること。なお、構成企業が 1 枚に収まらない場合は、本様式に準じて追加作成すること。

【添付書類】本様式の添付資料として、以下の書類を添付すること。

- 参加グループ全企業の決算書（直近のもの 1 年分）
- 参加グループ全企業の納税証明「その 3 の 3」（法人税、消費税及び地方消費税）の写し
- 参加グループのうち市内業者の市税納付状況証明書の写し

(様式 2-5)

参加グループの構成企業連絡先一覧

1	代表 企業	商号又は名称	
		担当者氏名	
		所 属	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		F A X 番 号	
		電子メールアドレス	
2	構成 企業	商号又は名称	
		担当者氏名	
		所 属	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		F A X 番 号	
		電子メールアドレス	
3	構成 企業	商号又は名称	
		担当者氏名	
		所 属	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		F A X 番 号	
		電子メールアドレス	
4	構成 企業	商号又は名称	
		担当者氏名	
		所 属	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
		F A X 番 号	
		電子メールアドレス	

*左欄番号を様式 2-4 の番号と合わせる。行が不足する場合には、適宜追加すること。なお、1枚に収まらない場合は、本様式に準じて追加作成すること。

(様式 2-6)

設計企業に関する資格

■設計企業の役割・及び企業名等 *該当する数字に○を付すこと。

設計企業の役割	1. 設計代表者	2 (設計代表者以外の) 設計企業
所在地		
商号又は名称		
代表者氏名		
一級建築士事務所 登録番号		
資格者名簿の登録番号		

■設計実績 その1 *入札説明書第3・3・(2)・イ・(ア)に定める「参加資格要件工事①」の条件の該当するもの一つを記入すること。

施設名			
発注者名	電話:		
施設の所在地			
工事完成時期			
構造			
階数			
延床面積			
住戸数	戸	平均住戸面積	m ²
備考			

■設計実績 その2 *入札説明書第3・3・(2)・イ・(ア)に定める「参加資格要件工事②」の条件の該当するもの一つを記入すること。

施設名			
発注者名	電話:		
施設の所在地			
工事完成時期			
構造			
階数			
延床面積			
備考			

■担当予定の管理技術者

管理技術者名		担当する事業用地	
管理技術者経歴			
資格及び登録番号			
管理技術者の業務実績			
施設名			
発注者名			電話：
施設の所在地			
工事完成時期			
構造			
階数			
延床面積			
住戸数（※）	戸	平均住戸面積（※）	m ²
備考			

*設計実績については、対象物件を所管する特定行政庁や発注者に問い合わせるなど事実確認を行うことがある。

*複数の企業で行う場合は、本様式を各企業別に提出すること。

*（※）この欄は住宅の実績を記載する場合に利用すること。

【添付書類】本様式の添付資料として、以下の書類を添付すること。

- 一級建築士事務所登録通知書（写し）
- 設計企業と専任する管理技術者の雇用関係を証明するもの
- 専任する管理技術者の資格証等（写し）
- 履歴事項全部証明書
- 企業及び管理技術者の設計実績の根拠書類（業務契約書の写し及び設計図書等建物の概要が分かるもの）
- 都市計画法第31条に定める設計図書の作成の実績を証明するもの

(様式 2-7)

建設企業に関する資格

■建設企業名等

企業名	特定建設業 許可番号	格付け、評定値等		実績	JVにおける 役割 及び出資額 又は 分担工事額
		経営事項審査 における評点等	資格者名簿の 登録番号		

■担当予定の監理技術者

監理技術者名	
監理技術者経歴	
資格及び登録番号	

■担当予定の監理技術者等

企業名	
役割	監理技術者 ・ 主任技術者 ・ 現場代理人
技術者名	
技術者経歴	
資格及び登録番号	

*総合評定値は、最新の建築一式工事の総合評点とする。

*建設企業のうち入札説明書第3・3・(2)・イ・(イ)の実績を有する1者について、実績欄に○印を入れること。また、様式2-8により工事実績調書を提出すること。

*建設工事共同企業体の組成について、「JVにおける役割及び出資額又は分担工事額」欄に代表構成員と構成員の別、JVへの出資額又は分担工事額等を記載すること。

【添付書類】本様式の添付資料として、以下の書類を添付すること。

特定建設業の許可証の写し

入札日において有効かつ最新の経営事項審査結果通知書、又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

建設企業（代表企業及び構成企業すべて）と専任する監理技術者の雇用関係を証明するもの

専任する監理技術者の資格証等（写し） 履歴事項全部証明書

(様式 2-8)

工事实績調書

■建設企業

所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
特定建設業許可番号	
総合評定値	

■施工実績 その1 *入札説明書第3・3・(2)・イ・(ア)に定める「参加資格要件工事①」の条件の該当するものを一つを記入すること。

工事名称			
発注者名	電話：		
工事場所			
契約金額			
工事完成時期			
構造			
階数			
延床面積			
住戸数	戸	平均住戸面積	m ²
コリンズ登録番号			
備考			

■施工実績 その2 *入札説明書第3・3・(2)・イ・(ア)に定める「参加資格要件工事②」の条件の該当するものを一つを記入すること。

工事名称			
発注者名	電話：		
工事場所			
契約金額			
工事完成時期			
構造			
階数			
延床面積			
コリンズ登録番号			
備考			

*構造、階数、延床面積は建築基準法上の数値を記載すること。

*本調書に記載する物件は、1契約による実績とする。工事实績については、対象物件を所管する特定行政庁や発注者に問い合わせるなど、事実確認を行うことがある。

【添付書類】本様式の添付資料として、以下の書類を添付すること。なお、コリンズ登録番号を記入している場合は不要とする。

□本調書に記載する施工実績の根拠書類（業務契約書の写し及び設計図書等建物の概要が分かるもの）

(様式 2-9)

平成 年 月 日

工事施工証明書

芦屋市長 様

証明者（建築主） 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事に関して、元請負人として施工したことを証明いたします。

工 事 物 件 名	
物 件 所 在 地	
工 事 施 工 者	

*本証明書は、(様式 2-8) 工事实績調書にコリンズ登録番号を記入している場合は不要とする。

(様式 2-10)

工事監理企業に関する資格

■工事監理企業名等

工事監理企業の役割	1. 工事監理代表者	2. 工事監理企業
所在地		
商号又は名称		
代表者氏名		
一級建築士事務所 登録番号		
資格者名簿の登録番号		

■工事監理実績 その1 *入札説明書第3・3・(2)・イ・(ア)に定める「参加資格要件工事①」 の条件の該当するもの一つを記入すること。

施設名			
発注者名	電話：		
施設の所在地			
工事完成時期			
構造			
階数			
延床面積			
住戸数	戸	平均住戸面積	m ²
備考			

■工事監理実績 その2 *入札説明書第3・3・(2)・イ・(ア)に定める「参加資格要件工事②」 の条件の該当するもの一つを記入すること。

施設名			
発注者名	電話：		
施設の所在地			
工事完成時期			
構造			
階数			
延床面積			
備考			

■担当予定の工事監理者

工事監理者名		担当する事業用地	
工事監理者経歴			
資格及び登録番号			
監理技術者の業務実績			
施設名			
発注者名	電話：		
施設の所在地			
工事完成時期			
構造			
階数			
延床面積			
住戸数（※）	戸	平均住戸面積（※）	m ²
備考			

* 監理実績については、対象物件を所管する特定行政庁や発注者に問い合わせるなど事実確認を行うことがある。

* 複数の企業で行う場合は、本様式を企業毎に提出すること。

* (※) この欄は住宅の実績を記載する場合に利用すること。

【添付書類】本様式の添付資料として、以下の書類を添付すること。

- 一級建築士事務所登録通知書（写し）
- 履歴事項全部証明書
- 工事監理企業と専任する工事監理者の雇用関係を証明するもの
- 常駐専任する工事監理者の資格証等（写し）
- 企業及び工事監理者の監理実績の根拠書類（業務契約書の写し及び設計図書等建物の概要が分かるもの）

(様式 2-11)

移転支援企業に関する資格

役 割	1. 移転支援代表者	2. 移転支援企業	3. 協力企業
所 在 地	〒		
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 氏 名			
担 当 業 務			
担 当 工 区			

*複数の企業で行う場合は、本様式を企業毎に提出すること。

*主たる業務を協力企業に委託する場合にも、本様式を提出すること。

(様式 2-12)

余剰地等活用企業に関する資格

■余剰地等活用企業名

余剰地等活用企業の役割	1. 余剰地等活用代表者	2. 余剰地等活用企業
所在地		
商号又は名称		
代表者氏名		

■余剰地等活用に係る提案内容と同等又は類似の事業に係る実績（代表的なもの一つ）

*入札説明書第3・3・(2)・イ・(オ)に定める条件の該当するもの一つを記入すること。

施設名		
発注者名	電話：	
施設の所在地		
工事完成時期		
事業規模等	開発面積	m ²
	構造	
	階数	
	延床面積	m ²
	建物の高さ	
用途 (住宅の場合 戸数と平均住戸面積)		
備考		

*事業実績については、対象物件を所管する特定行政庁や発注者に問い合わせるなど事実確認を行うことがある。

*複数の企業で行う場合は、本様式を企業毎に提出すること。

【添付書類】本様式の添付資料として、以下の書類を添付すること。

提案内容と同等類似の事業に係る実績（契約書写し、設計図書等建物の概要が分かるもの）

誓約書

下記 1 の平成 27 年 1 月 30 日付で入札公告のあった「高浜町 1 番住宅等大規模集約事業」に係る総合評価一般競争入札への参加に当たり、芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記 2 (7) の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記 2 (1) 及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護条例（平成 16 年芦屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意する。

記

1 件名 高浜町 1 番住宅等大規模集約事業
入札公告日 平成 27 年 1 月 30 日

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団
 - イ 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - ウ 条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の本工事請負契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号アからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の受注者としなないこと。
- (3) 受注者が前 2 号のほか、本工事請負契約（暴力団排除に関する部分に限る。）の条項に違反したときは、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (4) 受注者は、下請契約等の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書を下請契約等の締結後、直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本工事請負契約の規定による工事の完了届の提出時まで発注者に提出すること。
- (5) 受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合は、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者がこれに応じないときは、その旨を発注者に報告すること。
- (6) 発注者が、第 4 号に規定する下請契約等の受注者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときは、直ちに提出すること。
- (7) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するの否かを確認するために、それらの役員等（芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱第 2 条第 2 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の氏名その他の情報の提供を求めた場合は、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- (8) 受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- (9) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い、不当介入を受けたときは、受注者に報告するよう指導すること。
- (10) 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い、不当介入を受けたことを知ったときは、発注者に報告し、警察署長に届け出て、当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をする事。

平成 年 月 日

芦屋市長 宛

代表企業 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(参考)

芦屋市暴力団排除条例

第2条

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱

第2条

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、役員(条例第2条第3号アに規定する役員をいう。以下同じ。)及び監督責任者(業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者(役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。))をいう。以下同じ。)
 - イ 法人等以外の者にあっては、その者及び監督責任者

3. 入札辞退時に関する提出書類

(様式 3-1)

平成 年 月 日

入札辞退書

芦屋市長 様

(代表企業) 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 27 年 1 月 30 日付で入札公告のありました「高浜町 1 番住宅等大規模集約事業」に係る総合評価一般競争入札について、参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出しましたが、都合により入札を辞退いたします。

4. (1) 第二次審査（入札書等）に関する提出書類

(様式 4-1)

平成 年 月 日

入札書等提出書

芦屋市長 様

(代表企業) 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

「高浜町1番住宅等大規模集約事業」の入札説明書等に基づき、入札書類を提出いたします。
なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約いたします。

入札書

「高浜町1番住宅等大規模集約事業」総合評価一般競争入札において、入札説明書に基づき、下記のとおり入札します。

- ・金額はアラビア数字とすること
- ・訂正しないこと
- ・初めの数字の直前の欄に¥をいれること
- ・消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものとする

総合評価一般競争入札価格のうち市営住宅等整備に係る対価

金 額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺

総合評価一般競争入札価格のうち余剰地等の対価

金 額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺

入札参加グループ代表者

所在地

商号又は名称

代表者名

印

芦屋市長 様

係員認印	
------	--

入札書（市営住宅等整備に係る対価）

1. 入札額

市営住宅等整備費	円
移転支援費	円
合 計	円
(参考) 消費税及び地方消費税相当額	円
総 合 計	円

(1) 市営住宅等整備費内訳

項 目	金 額
事前調査に関する業務に係る費用	円
測量調査、地質調査等	円
アスベスト含有材使用状況調査費	円
既存住宅等の解体撤去に関する業務に係る費用	円
建替住宅等の整備に関する業務に係る費用	円
基本設計・実施設計費	円
建設工事費	円
建築工事費	円
地業工事費	円
電気設備工事費	円
昇降機工事費	円
機械設備工事費	円
付属施設工事費	円
構内舗装等外構工事費	円
その他 ()	円
工事監理費	円
社会福祉施設用地の敷地整備費	円
性能評価取得費 (設計・建設)	円
各種保険	円
化学物質測定費	円
消防高浜分署の整備に関する業務に係る費用	円
基本設計・実施設計費	円
建設工事費	円
建築工事費	円
地業工事費	円
電気設備工事費	円
昇降機工事費	円
機械設備工事費	円
構内舗装等外構工事費	円
その他 ()	円
工事監理費	円

周辺影響調査費（周辺家屋調査等）	円
近隣対応・対策費	円
各種申請手数料、分担金等	円
建設期間中金利等	円
その他諸経費（ ）	円
合 計	円

*合計欄の金額が、入札額と一致するように記載すること。

*金額欄には、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記入すること。

*項目が不足する場合は、適宜行を追加すること。

（２）移転支援費

	金 額
合 計	円

注) 金額欄には消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記入すること。

２．支払予定表

費用内訳	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
市営住宅等整備費内訳	円	円	円	円
移転支援費	円	円	円	円

注) 金額欄には消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記入すること。

入札書（余剰地等の対価）

〈入札額〉

余剰地等の対価	円
---------	---

（余剰地等の対価の内訳）

① 余剰地の対価

単価	円／m ²
余剰地の面積	m ²
余剰地の対価	円

② 活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地）の対価

単価	円／m ²
活用対象跡地の面積	1,933.47 m ²
活用対象跡地の対価	円

③ 活用対象跡地（浜町市営住宅跡地）の対価

単価	円／m ²
活用対象跡地の面積	4,851.79 m ²
活用対象跡地の対価	円

(対価支払額の割合)

① 余剰地の対価

余剰地等活用企業名	割合
	%
	%
	%

② 活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地）の対価

余剰地等活用企業名	割合
	%
	%
	%

③ 活用対象跡地（浜町市営住宅跡地）の対価

余剰地等活用企業名	割合
	%
	%
	%

4. (2) 第二次審査（事業提案書）に関する提出書類

(様式 4-5)

平成 年 月 日

要求水準に関する誓約書

芦屋市長 様

(代表企業) 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 27 年 1 月 30 日付で入札公告のありました「高浜町 1 番住宅等大規模集約事業」の入札に対する本入札提出書類の一式は、入札説明書等に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約いたします。

(様式 4-6)

平成 年 月 日

要求水準チェックリスト

- * 下記に提示した要求水準項目は代表的なものであり、入札参加者はここに示された以外の要求水準についても、(様式 4-5) 要求水準に関する誓約書に従ってこれを遵守し、提案書類を作成すること。
- * 要求水準書の下記の事項について、「様式 No」欄に、その内容が具体的に記述されている様式 No (代表的な様式 No とするが複数可) を記載すること。具体的に記述されていない場合 (記載する様式がない場合を含む。) には、「様式 No」欄に「対応なし」と記載すること。(提出書類において対応が確認できない要求水準についても、(様式 4-5) 要求水準に関する誓約書に従って、当然に要求水準を満たした提案として評価する。また落札者決定以降の業務水準協議において、提出書類に要求水準対応の明記がないこと、ないし、市による要求水準確認を受けたことを理由として、市が要求水準違反を免除ないし受容するものではないことに留意すること。)
- * また、「確認」欄に、要求水準と同等又はそれ以上の水準であること (同等又はそれ以上の水準を確保し、事業を実施することを含む。) を確認の上、○を記載すること。単位等の指定がある場合は具体的な数値等を記載すること。
- * なお、別紙 2 住宅性能評価の等級については、「確認」欄に、等級・水準を記載すること。
- * 各リストの右上の記入欄に提案受付番号を記入すること。

(記入例)

チェック項目	様式 No	確認
1 施設計画の基本方針		
(1) 周辺環境への配慮 ア 日照・風害・電波障害など周辺の住環境に配慮すること。 イ 周辺住民のプライバシー確保に配慮すること。 ウ 近隣の集合住宅や戸建住宅等民間施設に対する圧迫感に配慮すること。 エ 建物の配置は、できるだけ敷地境界より後退させるなど周囲の環境に配慮すること。	様式●	○
(2) まちづくり・コミュニティの形成への配慮 事業用地における住棟や集会所、通路、広場、緑地、共同花壇 (共同菜園を含む) 等の配置及び住棟における住戸タイプや公共空間 (玄関ホール、EV・階段ホール、廊下等) の配置にあたっては、市営住宅入居者のコミュニケーション及び市営住宅入居者と地域住民との良好なコミュニティの形成に配慮すること。	様式●	○

事業実施に関する要求水準

チェック項目	様式No	確認
1 施設計画の基本方針		
(1) 良好なコミュニティの形成 (ア) 住棟や集会所、広場、プレイロット等の配置及び住棟における住戸や公共空間(玄関ホール、E V・階段ホール、廊下等)の計画にあたっては、多様な市営住宅入居者のコミュニケーション並びに市営住宅入居者、社会福祉施設利用者及び地域住民の良好なコミュニティの形成に配慮すること。 (イ) 住戸計画にあたっては、高齢世帯や若年世帯(夫婦のみの世帯、夫婦と子のみの世帯等)等の多様な入居者がともに支えあいながら暮らすミクストコミュニティを実現できるように配慮すること。		
(2) 良好な住環境の確保 (ア) 安全性や快適性等を考慮し、広場やプレイロット、通路、緑地等のオープンスペースを確保し、適切に配置すること。 (イ) 住棟及び住戸は、安全上、衛生上及び耐久性上、必要な構造及び設備を有するとともに、日照や採光、通風、換気、断熱、防露、防水、遮音、開放性、プライバシー等の条件を十分に検討して計画すること。 (ウ) コスト、法令の制限や機能性等の制約、木材の利用による付加価値や効果等を考慮のうえ、総合的に判断して、兵庫県産木材も含めた木材の利用に努めること。 (エ) 消防高浜分署については、建替住宅、社会福祉施設及び周辺住宅地の住環境に十分に配慮した上で、適切に配置すること。		
(3) 緑豊かな美しい芦屋の景観の形成への配慮 (ア) 芦屋景観地区景観形成ガイドラインを参考に、『緑豊かな美しい芦屋の景観』の形成を推進する先導的な役割を果たすよう努めること。 (イ) 単調で画一的な住棟配置を可能な限り避け、外部空間の充実、住棟ファサードデザイン等について周辺環境との調和を図ること。 (ウ) デザイン優先によるコストの増大、周囲との調和を欠く形態・色彩計画等にならないように留意すること。		
(4) 周辺環境への配慮 (ア) 日照や採光、風害、電波障害、プライバシーなど、余剰地も含めた周辺の住環境に配慮すること。 (イ) 建物の配置は、圧迫感等に配慮し、できるだけ敷地境界より後退させるなど周囲の環境に配慮すること。		
(5) 安全・防犯への配慮 (ア) 災害時において人命の安全確保が可能な上、災害時要配慮者をはじめ入居者の生活環境にも配慮した市営住宅とすること。 (イ) 転落、転倒、衝突など、日常生活の中で起こり得る事故の防止に配慮すること。 (ウ) 共用空間については、視認性、照度の確保等、防犯性の向上に配慮すること。		
(6) 少子高齢化への配慮 (ア) 少子高齢化が進展し社会的弱者が多様化する社会経済情勢を踏まえ、施設計画全般にユニバーサルデザインの考え方を導入し、高齢者や障がいのある人、子育て世代等を含むすべての人が安全に、安心して快適に暮らせる環境を確保すること。		
(7) 環境への配慮 (ア) 建築物総合環境評価システム(CASBEE)における評価ランクをAまたはB+(第三者評価機関による認証書を取得のこと)とするとともに、省エネルギーを推進するよう配慮すること。 (イ) 太陽光発電システムの設置や雨水浸透、リサイクル材、エコマテリアルの使用、ごみの減量化、LCCO2 縮減など環境に配慮した施設整備に努めること。		
(8) 市営住宅の維持管理への配慮 (ア) ライフサイクルコスト(LCC)の観点から将来にわたる維持管理コストの縮減、更新性やメンテナンス性の向上に配慮すること。 (イ) 空家改修工事や設備機能更新時のコスト縮減に配慮した汎用品を使用すること。 (ウ) 使用資材の選定にあたっては、耐候性や耐久性に配慮すること。		

チェック項目		様式 No	確認	
2 施設計画に関する要求水準				
(1) 市営住宅 (建替住宅)	① 建替住宅用地 「芦屋市すみよいまちづくり条例」に基づき、建替住宅用地の敷地面積は、15,750 (350 戸×45 m ² /戸) m ² 以上確保すること。			
	① 住戸数及び住戸構成 ア 事業者は、建替住宅において 350 戸の市営住宅を整備するものとする。 イ 建替住宅用地全体の住戸タイプ別の整備戸数は右のとおりとする。なお、車いす住戸は 1 階に確保すること。 ウ 整備する住戸は、左右反転タイプを除き、各タイプは同一の間取りとすること。	1 DK	専用面積 約 40 m ² 戸数 165 戸± 5 戸	m ² 戸
		2 DK	専用面積 約 55 m ² 戸数 128 戸± 5 戸	m ² 戸
		3 DK	専有面積 約 75 m ² 戸数 55 戸± 2 戸	m ² 戸
		車いす 2 DK	専有面積 約 65 m ² 戸数 2 戸	m ² 戸
	② 面積・規模等 350 戸の住戸専用面積の合計 17,875 m ² 以上とすること。 各住棟の階数は地上 5 階建以下とすること。			合計 m ²
	③ 住棟の形態・配置			
	複数棟を可とし、1 棟あたりの住戸タイプの戸数は混在とすること。			
住戸の日照は、主寝室又は及びDK (原則として 1 室) の開口部が、原則として冬至日 (8:00~16:00) において 3 時間以上の日照を受けるようにすること。				
日照の検討にあたり、周辺に立地する建物 (余剰地活用業務を提案する場合は余剰地に整備する民間住宅等も含む) からの日影も検討対象にすること。				

チェック項目		様式 No	確認
(2) 附帯施設 設	① 駐車場		
	平面式駐車場として、計 108 台（入居者用 105 台（車いす住戸用を含む）、来客用 3 台）を整備すること。		台
	駐車場及びその出入口は、交差点やバス停など接続する道路の状況、消防施設用地及び社会福祉施設用地の駐車場出入口との位置関係、建替住宅用地内の動線等に十分配慮し、安全な位置に配置（2 か所まで可）すること。		
	車いす用駐車区画は、車いす住戸の出入口より 30 メートル以内に配置すること。		m
	② 自転車置場		
	平面式屋根付き自転車置場として、整備する住戸数の 200% を整備すること。		%
	③ 集会所		m ²
	独立した平屋建ての 200 m ² （10% の面積増減可）の集会所を整備すること。		
	④ ごみ置場		
	住民の利用のし易さや収集のし易さ、周辺環境等に配慮した位置にごみ置場を設置することとし、詳細は、市市民生活部収集事業課と協議の上、定めることとする。		
	⑤ 広場及びプレイロット		
	憩いの空間となる広場や子どもの遊び場となるプレイロットを、適切に整備すること。		
	広場及びプレイロットは、コミュニティ形成の中心となるとともに、入居者だけでなく周辺住民や社会福祉施設の利用者も利用できるよう公開された空地として、可能な限り公道や社会福祉施設用地からアプローチできる位置にまとまりのある形で整備すること。		
	⑥ 植栽		
緑地面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）は、原則として敷地（一団地認定区域の場合は一団地認定区域）毎に 20% 以上を確保すること。			
建替住宅用地へのアプローチ等場所に応じて、適切に植栽を行うこと。			

3 消防高浜分署の整備に関する要求水準			
(1) 敷地面積	消防施設用地は約 1,200 m ² 以上とする。		m ²
	敷地は臨港線に面すること。		
	社会福祉施設用地とは隣接しないこと。また可能な限り離隔距離を確保すること。		
(2) 施設規模	構造及び規模は、RC 造で地上 3 階建てとし、延床面積約 1,100 m ² 程度（屋外訓練施設は除く）とすること。		階 m ²
	施設は事務所、車庫、屋内訓練施設、屋外訓練施設、訓練用水槽、訓練用消火栓とし、屋内訓練施設は車庫上階とすること。		
	屋外訓練施設については鉄骨造も可とする。		造
(3) 施設整備の基本方針	① 利便性を備え周辺住環境へ配慮した施設 施設を利用するすべての人に対し、利便性に配慮した庁舎環境を整えるとともに、周辺環境への配慮や地球環境の保全に貢献する施設とすること。		
	② ライフサイクルに配慮した施設 建物等の維持更新が効率的に行えとともに、将来の施設利用状況の変化にも対応できる柔軟性の確保など、長期にわたって機能性を維持できる施設とすること。		
	③ 災害発生時等緊急時に業務継続できる施設 大規模災害発生時等の緊急時においても消防署機能を継続することができる施設とすること。		
	④ 周辺地域の人口変動等に伴う消防活動の需要変動に対応できる施設 周辺地域の人口変動に伴い、消防活動への需要も変動することが想定され、将来の配備人員の変化にも対応することができる施設とすること。		
	⑤ 多様な訓練をすることができる施設（屋内訓練施設） 煙のため視界が悪く閉鎖された空間（マンション・小店舗）を想定した屋内消火訓練及び救出訓練ができる施設とすること。高所進入、高所救助等の訓練を実施できる施設とすること。		
(4) 施設計画	① 施設配置計画 緊急車両の迅速かつ安全な出動を確保した計画とし、臨港道路に面した北側を緊急車両の出動動線とすること。 来庁者と出動の主動線は、臨港道路からのアプローチを基本とすること。 建物配置については、消防車のエンジン音、訓練音、訓練で放水する水が隣接する市営住宅及び福祉施設、周辺住宅地に影響を及ぼさないように配慮した配置計画とすること。 施設計画に際しては、芦屋市洪水ハザードマップに加え、国・兵庫県が公表している津波浸水想定図を確認の上、計画を行うこと。 施設は、出動動線や職員動線、来庁舎の動線、維持管理等に配慮した適切な配置とすること。 施設は、1 階車庫のレイアウトに応じて、以下に示す配置計画とすること。		
	② 建築計画		
	平面・動線計画		
	・各部門及び諸室の特性を把握し、出動動線及び使用形態に配慮した、機能性を重視した平面計画とする。		
	・緊急時の出動動線や消防活動後の衛生面（汚れの持込など）を考慮したゾーニング及び動線計画とすること。		
	・職員エリアと来庁者エリアとの区別を明確にすること。		
	・男女が 24 時間共同生活を行うことから、プライバシーに配慮した計画とすること。		
	・階段や廊下等の配置は、明解で利用しやすい構成とすること。		

	<ul style="list-style-type: none"> ・2階以上に来庁舎用のスペースを設ける場合は、職員待機スペースと区分すること。また、来庁者の利用を想定した身障者対応の乗用エレベーターを設けること。 		
	部門・階層構成 <ul style="list-style-type: none"> ・主要な事務機能は、1フロア内での構成とすること。 ・各部門、諸室の要求事項及び特性を把握し適切な階高設定とすること。 		
	立面・外観デザイン <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎として相応しい外観とすること。 ・周辺景観を考慮した外観デザインとし、近隣に配慮した開口部構成とすること。 ・外装材は、気候の影響や経年劣化などを考慮し、維持管理に配慮した長期的に機能及び美観が保たれる計画とすること。 		
	内装計画 <ul style="list-style-type: none"> ・仕上材は、各部門、諸室の用途、使用頻度並びに各部位の特性に応じた計画とし、維持管理に配慮して選定すること。 ・使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物などの化学物質を含むものを極力避けた計画とし、将来の改修や解体時の環境汚染に配慮すること。 ・廊下、階段等はスリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。 ・内装仕上の色彩は、各部門の機能に相応しい色彩とすること。 		
	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両出動時のエンジン音、訓練や車両点検の際に発する音等が周辺住環境へ及ぼす影響を最小限とすることができる騒音対策等の工夫を行うこと。また、訓練時に放水した水が近隣に飛散しないよう対策を行うこと。 		
	③ 構造計画		
	耐震構造 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的性能に示す分類に沿った性能を確保した上で、耐震構造(重要度係数 I 値=1.5 以上)を採用すること。 		I 値=
	荷重条件 <ul style="list-style-type: none"> ・各室の用途や什器等の荷重を考慮した構造計画とすること。 ・屋内訓練施設は車庫上階とし、下階への漏水に配慮し、屋内訓練施設の下部にはトレンチを設置すること。 		
	④ 電気設備		
	基本事項 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い機種の選定により、ライフサイクルコストに配慮するとともに、消耗品、交換部材の手配やメンテナンス性など、維持管理に配慮した計画とすること。 ・機器や配線等の選定など、環境負荷低減に配慮した設備とすること。 ・配管、配線については耐久性を考慮すること。 ・E P S の配置や機器の設置スペースなど、更新性や拡張性に配慮した計画とすること。 ・津波等による浸水を想定し、室内外においてコンセントの位置を一部高くすること。 ・防災拠点として、庁舎部分の全ての電源系統は用途毎に適宜分割し、災害時及び停電時のバックアップを行うこと。各部屋の非常コンセントは浸水を想定して高い位置に設け、電源の系統を変える。各部屋の照明系統については、停電時に最低 1 / 2 程度の照度を確保すること。 ・各種機器や配管の凍結防止などの対策を行うこと。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時及び商用電力停電時の電源確保のためのバックアップとして、非常用発電機（非常用発電機容量は105kVAと想定。想定条件：72時間連続稼働で、職員16人、活動諸室面積1,000㎡、電気供給は平常時の1/2程度）を設置すること。 		
	<p>動力設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災設備や空調機器、ポンプ類等各種設備に応じた動力機器の制御盤の設置、配管配線及び幹線配管配線等を適切に行うこと。 		
	<p>雷保護設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雷保護設備を設けること。 		
	<p>幹線設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電灯設備、動力設備等施設全体の電力容量を確保すること。 ・幹線の天井裏横引き配線部分については、ケーブルラック上布設とすること。 ・各階幹線ルートは二重化を図り、電力供給における信頼性を向上させること。 		
	<p>電灯設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明制御は、各種制御方式を適切に組み合わせたシステムとし省エネルギー化を図ること。 ・夜間の出動動線には、人感センサー等を設け、出動時の円滑な活動実施に配慮すること。また、トイレ等の常時人がいない場所においても人感センサーを設け、省エネルギー化を図ること。 ・各室や共用部、外構部分など、用途に応じた適切な照明器具を設け、環境配慮型器具の採用を重視すること。 ・各室の用途に応じたコンセントを設置し、外壁部分にも保守点検等必要な箇所に屋外用コンセントを設けること。 		
	<p>電話設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外線電話を受電できる設備を設けること。 ・各室に設けること。 ・各室に設けられた電話設備から庁内に放送できること。 ・来庁者用として屋外にインターホンをつけ、来庁者の映像の確認と通話が庁舎の各室（執務室・研修室・仮眠室・食堂・車庫等）においてできること。 ・各署所との内線を接続すること。 ・指令台への接続など、別途設置される情報通信システムとの連携を行うこと。 ・電話機の機能は、保留（保留音機能を含む）・転送・リダイヤル・電話帳機能・録音機能・庁内内線機能等を有するものとする。 		
	<p>情報設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高層地区ASTEM回線及び芦屋市LANを受けることのできる設備を設置し、建物内外の必要各所に配線可能な計画とすること。 ・別途導入される消防署本署との情報通信システム及び消防救急デジタル無線の運用が可能な配管を設置し、建物内外の必要各所に配線可能な計画とすること。 ・端末機器に至る最終分岐配線部分は原則として単独の配管・配線とし、情報関係の端末設置箇所は、将来の増加にも対応するため、配線上フレキシビリティのある配線計画を行い、予備経路なども確保しておくこと。 		
	<p>テレビ等受信設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビの受信が可能なテレビ共同受信機能、各種ラジオ番組を受信視聴可能な設備を設置すること。 		
	<p>電波障害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計時及び建設後に、電波受信状況調査を実施すること。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設建設に伴い、近隣に電波障害が発生した場合は、適宜障害対策を行うこと。 		
	放送設備 <ul style="list-style-type: none"> ・別途整備する指令システムとの連携を図り、緊急放送（指令放送等）における機能に対応させること。 ・スピーカーは天井埋め込み型を基本とすること。 ・スピーカーを設置する諸室には音量調整器を設け、個別音量調整が可能な計画とすること。 ・会議室に、利用形態に対応したAV装置（プロジェクター、音響装置等）及び調光システムを設置すること。 ・出勤指令放送は、各室、通路等で個別制御に対応させること。 		
	保安カメラ設備 <ul style="list-style-type: none"> ・建物内エントランス、建物外周及び訓練スペースに夜間においても確認可能な保安カメラ（映像録画機能付）を設置すること。また、制御及び確認用モニターについては、執務室、研修室及び食堂に設置し確認できるようにすること。 		
	防災設備 <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法、消防法に定める防災設備を設置し、地震や火災時の人命及び設備の保安を確保するものとする。なお、自動火災報知機については、施設規模に寄らず、設置を必須とする。 		
	セキュリティ設備 <ul style="list-style-type: none"> ・防災、防犯、安全管理の観点から、建物自体が24時間休みなく安全に稼働できるようなセキュリティシステムを構築すること。 ・全隊出動する際に外から入る全ての扉を容易に施錠できるように出動動線上に集中ロックシステムを設けること。 		
	情報通信システムの設備等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・別途設置される情報通信システム及び消防救急デジタル無線に対して、電気容量や配線ルート等の必要設備への対応を十分に考慮すること。 		
	⑤ 機械設備		
	基本事項 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い機種の選定により、ライフサイクルコストに配慮するとともに、消耗品、交換部材の手配やメンテナンス性など、維持管理に配慮した計画とすること。 ・見え掛かり部分は、形状、材質、色彩など意匠性に配慮したものとする。 ・PS・DSの配置やピットの対応、給排気ダクト取合など、更新性や拡張性に配慮した計画とすること。 ・給排水管は高耐久性に配慮するとともに、腐食等の変形が生じにくいものを使用し、不同沈下等による継ぎ手部分にも十分配慮を行うこと。 ・空調換気設備については、個別の制御性と執務室による運転管理性（スケジュール機能を持つ）の機能を両立させること。 ・各種機器や配管の凍結防止などを行うこと。 		
	給水設備 <ul style="list-style-type: none"> ・各用途に必要な水量、水圧に応じた計画とし、衛生的な水を汚染されることなく安定して供給すること。 		
	給湯設備 <ul style="list-style-type: none"> ・使用する用途に必要な温度、量及び圧力で、衛生的な給湯を行うこと。 ・供給先の利用形態に応じて、適切な給湯方式を選択すること。 		
	排水設備		

	<ul style="list-style-type: none"> 各種排水を、衛生的に公共下水道まで導く計画とし、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないように配慮すること。 		
	<p>衛生設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 大小便器、洗面器、手洗い器等の衛生器具は、陶器製を基本とすること。 器具数は人員規模に応じた適切な計画とし、使い勝手や清掃メンテナンスに配慮した器具の選定を行うこと。 大便器は、全て洋式便器とし、温水洗浄便座を採用すること。 洗面器用水栓の自動水栓化・小便器の自動洗浄弁、擬音装置などを設置し、節水に配慮した器具を採用すること。 身障者等の利用に適宜配慮した計画とし、多目的トイレについてはオストメイト対応の設備を設置すること。 		
	<p>ガス設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス設備を設置する場合は、使用目的に応じて、利便性、快適性、耐久性に配慮した設備とすること。 ガス漏れ警報器や緊急遮断等の設置により安全性を高めること。 		
	<p>消火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防法に準拠し適切な消火設備を設置すること。 		
	<p>空調設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 24時間利用を想定し、施設規模、用途に応じた最適な空調方式を選定するとともに、できるだけ自然エネルギーを活用することで、環境負荷の軽減に努めること。 各室やゾーンなど、用途に応じた室内環境とし、個別に温度調節や運転制御が可能な計画とすること。 書庫等の保管スペースは、保管物品の保存状態に配慮した環境とすること。 冷媒を使用する場合は、地球温暖化防止のため、オゾン層を破壊しない冷媒とすること。 		
	<p>換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 各対象エリアの規模・用途に応じて、最適な換気方式を選定するとともに、各室のエアバランスに留意すること。 各室の排気が他の室に影響を与えず、また利用者が不快に感じないように配慮すること。 省エネルギー性に配慮し、居室等は空調換気扇の設置を計画する。また、可能な限り自然換気を行えるように計画し、中間期等において自然換気等の環境共生手法の導入を考慮すること。 倉庫等の保管スペースは、保管物品の保存状態に配慮した環境とすること。 1階車庫の天井に、緊急車両4台分に対応した排ガス浄化・排気システムを設置すること。排ガスを屋外に排出するダクトについては将来容易に交換できるようにすること。 仮眠室の換気設備は24時間換気とするが、就寝環境へ配慮し、作動音等の静穏なものを利用すること。 		
	<p>厨房設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 食堂に利用人数等に応じた自炊可能な厨房設備を設けること。 食堂には、シンク、ガスコンロ、調理台、吊戸棚等の設備一式(システムキッチン)を整備とすること。 		人と想定

別紙 1 施設設計要領

チェック項目		様式 No	確認
第 1 全般事項			
基本方針	団地計画		
	安全性		
	耐久性の向上		
	省エネルギー		
	防犯		
	日照		
	・住戸の日照は、主寝室又はDKの開口部が原則として冬至日（8:00～16:00）において 3 時間以上の日照を受けるようにすること		時間
	メンテナンス		
	経済性		
第 2 共同住宅等			
配置計画等	住棟		
構造等	構造		
	屋根		
	住棟表示等		
	階数・階高		
	・地上 5 階建て以下とすること。 ・居室の天井高は 2,400 mm 以上とすること。 ・梁下躯体高さは 2,050 mm 以上を確保すること。		mm mm
	E V ・昇降路		
	・乗用（住宅用）、9 人乗り以上、積載量 600 kg 以上（トランク付、防犯窓付、福祉型）とし、原則、マシンルームレス型とすること。なお、複数台設置の場合のトランク付は 1 台とする。		人乗り kg
	雨水の処理		
	防火水槽等		
	床下点検ピット		
	雨樋及び樋受		
	共用部及び住戸の鍵		
	室名の表示		
	共用部分	基本事項	
共用玄関			
・共用玄関は原則 1 箇所以上とし、住棟長が長い場合は、必要に応じ通り抜けを設けること。			箇所
共用廊下			
・雨水の排水溝、ドレイン、樋を設置する。排水溝の縁から幅 50mm 程度の塗布防水を行うこと。 ・手すりをできるだけ連続して設置すること。 ・腰壁部分の高さは、床面から 1,200mm（足がかりがある場合はその上端から 1,110mm）以上とすること。 ・手すりの高さは床面から 750mm を基本とし、足がかりがある場合は、の上端から腰高高さ 650mm 以上とする。 ・廊下の内法幅は 1,300mm 以上とすること。 ・共用廊下側にエアコン屋外機の設置を計画する場合は、排水溝を設けること。排水溝の縁から最低幅 50mm 程度の塗布防水を行うこと。			mm mm mm mm
各戸玄関外側			

チェック項目	様式 No	確認
住棟出入口及び玄関ホール		
・住棟出入口で段差の生じる部分には、1/12 以下の斜路を設け、手すりをつける。 ・住棟出入口は、 $W = 2,000 \text{ mm} \times H = 2,000 \text{ mm}$ 以上とし、出入口床面は、1/50～1/100 の勾配をとる。		mm × mm
EVホール		
・EV ホールは、住戸から歩行距離 50m 以内とする。 ・EV ホールは、廊下等の動線から分離した人だまりを EV 1 台あたり 3 m ² 以上かつ、1,500 mm×1,500 mm以上設ける。		m m ² mm × mm
階段・階段室		
・屋内階段の内法幅は 1,200mm 以上 ・階段の蹴上げは 150mm 程度 ・踏み面は 280mm 程度。		mm mm mm
倉庫		
給水ポンプ室		
その他		
専用部分の共通事項		
共通		
設備配管スペース		
開口部の庇		
空調設備用下地補強		
家具の転倒防止		
将来手摺設置用下地補強		
開口部の性能		
換気		
内部建具		
・住戸内出入り口の有効幅員は 800 mm以上 ・住戸内出入り口の高さは 1,900 mm以上		mm mm
外部建具 (玄関扉は除く)		
その他		
各室の水準 (専用部分) 一般住戸・高齢者向け住戸		
玄関		
・廊下の有効幅員は 850 mm以上とする。		mm
便所		
・出入口の有効幅は 780 mm以上		mm
洗面・脱衣室		
・出入口の有効幅は 850 mm以上		mm
浴室		
・ユニットバスは 1317 型以上 ・扉の有効幅員 750mm 以上		mm
台所		
居室 (洋室・和室)		
・居室は、一室は 9 m ² 以上、その他の室は 6.5 m ² 以上とする。		
収納 (押入れ)		
・各居室に 1 ヶ所以上設置 ・全居室容積の 10%以上の収納空間を確保		ヶ所 %
バルコニー		

チェック項目	様式 No	確認
<ul style="list-style-type: none"> ・住戸のバルコニーは、有効幅員は 1200mm 以上とし、クーラー用室外機置場、物干し金物及び避難器具等の配置を十分に考慮すること。 ・バルコニー手すりの天端は、床から H=1,150 mmとし、足がかりになるものの天端から 1,100 mm以上離すこと。天端は内勾配 50mm 程度とする。 ・床仕上げは、防水性を有するものとする。 		mm mm
各室の水準（専用部分） 車椅子対応住戸	基本方針	
	玄関	
	・玄関扉は、自閉式片引きフラッシュハンガー戸とする。	
	便所	
	・車いすで便器に寄りつきができるよう、又、介助者が中で介助できるように、内法寸法で幅 1350 mm、奥行き 1350 mm以上とする。	
	洗面・脱衣室	
	浴室	
	台所	
	居室	
収納		
バルコニー		

チェック項目		様式 No	確認
第3 附帯施設			
集会所	基本事項		
	配置計画		
	構造		
	玄関		
	集会室		
	和室		
	湯沸室		
	便所		
駐車場	その他		
	駐車区画		
駐輪場	・駐車区画は 2.4m×5.0m とすること。(車椅子対応住戸用駐車区画は、3.5m×6.0m)		m × m m × m
	駐輪区画		
ゴミ置場	・駐輪区画は 0.5m×2.0m		m × m
	ゴミ置場		
外構・植栽等	外構		
	通路		
	植栽		
	ブレイロット		
	舗装		
	外灯		
	団地案内板		
	場内埋設管		

別紙2 公営住宅等整備基準適合チェックリスト

団地名	
建築場所	
建築物概要別	<input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 特定公共賃貸住宅
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他 ()
階数	地下階 地上階
延べ面積	m ² (公営住宅法)
戸数	戸

その1

項目	整備基準		添付書類 (技術的助言)	確認	整備の考え方	※県
	(参酌基準)	条例による基準				
敷地の位置選定	第5条	災害の発生や公害等による居住環境阻害がないこと。ある場合には、その対策が講じられていること。 <input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による	敷地の選定に関する説明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		日常生活の利便性を考慮していること。 <input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
敷地の安全等	第6条第1項	軟弱地盤、がけ崩れ、出水等のおそれがないこと。ある場合には、安全上必要な措置が講じられていること。 <input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による	建築確認済証(写)それに準じる書面	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	第6条第2項	雨水処理施設が適切であること。 <input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による	雨水処理施設計画に関する説明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		汚水処理施設が適切であること。 <input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による	建築確認済証(写)汚水処理計画に関する説明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

注) 公営住宅ストック総合改善事業は不要。また、地域優良賃貸住宅は住宅セーフティネット必携(平成23年度版)P1073参照。
 ※条例による基準：該当する参酌基準を準用、市町条例による欄を■にてチェックし、市町条例の場合は、[]に内容を記入する
 添付書類：技術的助言等にて明示された内容を記載しており、市町条例にて必要となる内容を加減筆する

その2

項目	整備基準		添付書類 (参考:技術的助言)	確認	整備の考え方	※県	
	(参酌基準)	条例による基準					
住宅	住棟・その他施設の基準	日照・通風等が確保されていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		災害に対する防止措置をしていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()	建築確認済証(写) 福祉のまちづくり条例に基づく届出(写) 消防法に基づく同意(写) 住棟・その他の施設計画に関する説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		騒音等による居住環境阻害に対して防止措置が講じられていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	住宅	第8条第1項	防火・避難のための適切な措置が講じられていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()	建築確認済証(写) 消防法に基づく同意(写)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			防犯のための適切な措置が講じられていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()	防犯対策に関する説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	住宅の基準	第8条第2項	住宅に係る断熱のための措置が適切に講じられていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()	設計住宅性能評価書(写) (評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4の基準、より難しい場合は等級3の基準)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		第8条第3項	住宅の床に係る遮音性能確保のための措置が適切に講じられていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()	(評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準または第5の8の8-1(3)ロ①cの基準(RC造・SRC造以外は第5の8の8-1(3)ロ①dの基準)及び第5の8の8-4(3)の等級2の基準)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			外壁開口部に係る遮音性能の確保のための措置が適切に講じられていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		第8条第4項	構造耐力上主要な部分等の劣化軽減を図る措置が適切に行われていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()	(評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準(木造は第5の3の3-1(3)の等級2の基準))	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第8条第5項	各種配管の点検及び補修する際への措置が適切に行われていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による ()	(評価方法基準第5の4の4-1(3)及び4-2(3)の等級2の基準)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

その3

項目	整備基準		添付書類 (参考:技術的助言)	確認	整備の考え方	※県			
	(参酌基準)						条例による基準		
住宅	住戸の基準	第9条第1項	専用床面積が25㎡以上となっていること。 □参酌基準を準用 □市町条例による	住戸の設計仕様に関する説明書					
		第9条第2項	台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにTV受信設備及び電話配線が設けられていること。 □参酌基準を準用 □市町条例による				設計住宅性能評価書(写) (評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合には、同(3)ロの等級3の基準)		
		第9条第3項	居室内における化学物質発散防止のための措置が適切に行われていること。 □参酌基準を準用 □市町条例による						
	住戸内の各部	第10条	移動の利便性及び安全性が確保されていること。 □参酌基準を準用 □市町条例による	設計住宅性能評価書(写) (評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準)					
		第10条	高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるために適切な措置が講じられていること。 □参酌基準を準用 □市町条例による						
	共用部分	第11条	高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保のために適切な措置が講じられていること。 □参酌基準を準用 □市町条例による	共用部分・附帯施設 の設計仕様に関する説明書					
	附帯施設	第12条第1項	自転車置場、物置、ゴミ置き場等の必要な附帯施設が設けられていること。 □参酌基準を準用 □市町条例による						
		第12条第2項	前項が入居者の衛生や利便性及び良好な居住環境の確保等に支障を生じないよう考慮されていること。 □参酌基準を準用 □市町条例による						
	児童遊園	第13条	位置及び規模が敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全性を確保した適切な計画となっていること。 □参酌基準を準用 □市町条例による					□ 該当なし	

その4

項目	整備基準		添付書類 (参考:技術的助言)	確認	整備の考え方	※県
	(参酌基準)	条例による基準				
共同施設	集会所	第14条 位置及び規模が敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便性及び児童等の安全性を確保した適切な計画となっていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による	共同施設計画に関する説明書 建築確認済証(写)	(整備面積: m ²)	<input type="checkbox"/>
		第15条 位置及び規模が良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮された計画となっていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による		<input type="checkbox"/>	
	敷地内通路	第16条 第1項 敷地の規模や形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置された計画となっていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による		<input type="checkbox"/>	
		第16条 第2項 階段が、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられた計画となっていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による		<input type="checkbox"/>	
費用の縮減	第4条 建設及び維持管理に関する費用の縮減に向けて配慮した計画となっていること。	<input type="checkbox"/> 参酌基準を準用 <input type="checkbox"/> 市町条例による	費用縮減に関する説明書	<input type="checkbox"/>		

別紙3 消防高浜分署設計要領

チェック項目		様式 No	確認
第1 基本的性能			
社会性	地域性		
	景観性		
環境保全性	環境負荷低減性		
	周辺環境保全性		
安全性	安全性		
	機能維持性		
	防犯性		
利便性	利便性		
	ユニバーサルデザイン		
	室内環境性		
	情報化対応性		
経済性	耐用性		
	保全性		
第2 各室要求水準			
主要諸室の機能	執務室		
	研修室		
	書庫		
	車庫		
	・W16m、L14m以上とする。		m × m
	出動準備室		
	・2名用回転式防火衣収納ロッカー10台を設置する		台
	資機材庫		
	救急資機材庫		
	救急消毒室		
	・シャワー水栓を設け、汚染された資機材を洗い流すことができるスペース（内寸 W2000×D850）を設ける。		m × m
	防火衣洗濯乾燥室		
	高圧ガス充填室・ボンベ保管庫		
	水難救助用ボート庫		
	・水難救助用のボートを保管できるスペースとして、幅4.5m、奥行8.5m以上を確保する。		m × m
	自家発電設備用燃料タンク送油ポンプ室		
	便所		
	・最低男子便所には大2小2，女子便所には大1を設置する。		男子便所 女子便所
	男性職員用仮眠室		
	・1室には4部屋と通路により構成する。		部屋
女性職員用仮眠室等			
・2人分の更衣ロッカーを設ける。		人分	
職員用個人物品保管庫			
洗面所			
食堂			
便所（男性用）			

チェック項目	様式 No	確認
浴室・脱衣室（男性用）		
ロッカールーム		
・16人分ロッカーを設置する。		人分
トレーニングルーム		
洗濯室		洗濯機 台 乾燥機 台
・衣類用の洗濯機2台及び乾燥機2台を設置するスペースを設ける。		
屋内訓練施設		
・濃煙のため視界が悪く閉鎖された空間（マンション・小店舗）での屋内消火訓練及び救出訓練を想定した施設とする。		
・屋内訓練施設内で大量に放水するため、床等の防水及び防カビについては十分配慮し対策をとる。		
・放水された水は訓練用水槽に帰る仕組みとする。		
・施設内のコンセント、照明についても防水仕様とする。床はすべりにくいものとする。		
・焼きした現場の暗闇を再現するため、居室部分と廊下の扉・天井・壁・床・間仕切り等全てを黒一色で塗装する。		
・居室部分は可動間仕切りとし、多様に区画を変更（1DKから3DK、店舗等）し実践的な訓練を実施できるものとする。		
・窓は全て光を通さない雨戸（アルミパネル）とする。		
・スモークマシン（ポータブル）を備え、アルミ製の箱に入れるものとする。		
・ベランダにはしご車がよりつき、救出訓練ができるスペースを設ける。		
・連結送水管を備える。（送水口付近は車両が部署し、送水できるスペースを設ける）		
・放水口は訓練施設廊下及び屋上に設ける。		
・燃焼音、爆発音、雑音を訓練中に発生させることができるよう防水対応音響設備を備える。		
・訓練室玄関扉については「鉄板はめこみ式」とし、はめ込まれた鉄板はエンジンカッター等で切断が可能であるものとし、はめ込まれた鉄板は取替えできるものとする。チェーンロック、U字ロックを備え、取替えできるものとする。		
・開口部等に降下訓練等に使うアンカー（引っ張り強度5トン以上）を設ける。		
・廊下にホワイトボードを設ける。		
事務用品倉庫		
階段・廊下		
・階段については2ヶ所設置すること。屋内に1ヶ所、屋外に1ヶ所とし、屋外階段は訓練施設併設とする。		
バルコニー		
玄関・玄関ホール		
その他（窓関連）		
外構等の機能		
車両転回スペース		
自家発電設備		
自家発電設備用燃料タンク		

チェック項目	様式 No	確認
<ul style="list-style-type: none"> ・自家発電設備の燃料を貯蔵するタンクとして、自家発電設備が連続して 72 時間以上稼働できる容量を確保する。 		時間以上
車両出動表示灯		
訓練スペース		
喫煙スペース		
玄関周辺スペース		
屋上スペース		
屋外訓練施設		
訓練用水槽		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 40 t 程度の訓練用水槽を設ける。 		t
訓練用連結送水管		
訓練用消火栓		
駐車場・駐輪場・ごみ置場等		
来庁者用駐車場		
<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の利用しやすい位置に、普通乗用車 2 台程度（身体障害者用駐車場を含む）を白線で明示する。 		台
来庁者用駐輪場		
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車が 10 台程度駐輪できる屋根付とする。 		台
職員用駐輪場（来庁者用駐輪場を含めてよい）		
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車及びバイクが 10 台程度駐輪できる屋根付とする。 		台
ごみ置場・リサイクル庫		
掲示板・案内板等		
掲示板		
<ul style="list-style-type: none"> ・掲示部分は、縦 1.0m、横 3.0m程度とする。 		m × m
施設案内看板等		
国旗掲揚ポール		
<ul style="list-style-type: none"> ・国旗掲揚のためのポール（7 m程度）を 2 基設ける。 		
その他外構施設		
囲障・植栽		
舗装		

(様式 4-7)

高浜町 1 番住宅等大規模集約事業 提案書

(表紙)

正本 or 副本 (通し番号) / ●

提案受付番号	
--------	--

* 「正本」か「副本 (通し番号 1～25) /25」の何れかを記載すること。

(様式 4-8)

事業実施体制に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「事業実施体制」について、特に提案したい点を A4 版 2 枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・事業実施体制の信頼性
 - ・代表企業、構成員の役割、責任の明確性、適切性
⇒入札説明書第 2・7 事業の範囲に即して記載すること。
 - ・資金調達の確実性
⇒金融機関から資金を調達する場合には、金融機関からの関心表明書等を添付すること。
 - ・施工中のリスク管理体制、リスク分担、保険付保等
 - ・構成企業全ての、過去 3 期の経営・財務状況について示すこと。（「構成企業の財務状況」（様式 4-8（別紙 1）））。

(様式 4-8 (別紙 1))

構成企業の財務状況

■企業名 ()

■過去3期の経営・財務状況

			●年●月期 (3期前)	●年●月期 (2期前)	●年●月期 (直前期)
貸借対照表	流動資産	A			
	うち当座資産	B			
	うち現預金	C			
	固定資産	D			
	流動負債	E			
	固定負債	F			
	自己資本(純資産)	G			
	総資産(総資本)	H			
損益計算書	売上高	I			
	営業利益	J			
	経常利益	K			
	当期利益	L			
経営指標	安全性指標	自己資本比率	G/H		
		負債比率	(E+F)/G		
		流動比率	A/E		
		当座比率	B/E		
	収益性指標	総資産経常利益率	K/H		
		売上高営業利益率	J/I		
		売上高経常利益率	K/I		
	成長性指標	売上高成長率 (前期比)	I(今期) /I(前期)		
		営業利益成長率 (前期比)	J(今期) /J(前期)		
		経常利益成長率 (前期比)	K(今期) /K(前期)		

■財務状況以外の経営指標

	●年●月期 (3期前)	●年●月期 (2期前)	●年●月期 (直前期)
従業員数計			

■その他

財務状況を説明する資料として、以下を別添資料として添付すること。

- ・過去3期の有価証券報告書(又は過去3期の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書)
- ・過去3期の法人税申告書
- ・代表企業については、当期の業績予想や予想損益計算書など、当期の経営状況がわかる資料

(別添エクセルファイル(様式 4-8 別紙 1) をダウンロードしてご利用ください)

(様式 4-9)

地域社会貢献、地域経済への配慮に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「地域社会貢献、地域経済への配慮」について、特に提案したい点を A4 版 2 枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・地域貢献の企業活動などの実績及び今回の取組（まちづくり、災害協定、環境保全、身体障害者・保護観察対象者雇用等）
 - ・市内業者の活用・育成の提案

(様式 4-10)

敷地配置計画に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「敷地配置計画」について、特に提案したい点をA4版4枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・建替住宅等の用地の配置上の工夫（接道・アプローチへの配慮（入居者の安全性・利便性等））
 - ・ゆとりある土地利用が可能な建替住宅用地規模の確保（要求水準 15,750 m²以上）
 - ・消防高浜分署用地の配置上の工夫（接道・アプローチへの配慮（消防車両動線、来庁者の安全性・利便性等）、サイレン音・点検時エンジン音・訓練音等の周辺への影響を最小限に止める方策並びに建替住宅及び社会福祉施設、周辺住宅地への配慮の考え方等）
 - ・ゆとりある土地利用が可能な消防高浜分署用地規模の確保（要求水準 1,200 m²以上）、社会福祉施設用地の配置上の工夫（接道への配慮（施設利用者の安全性・利便性等）、市営住宅住民との交流連携への配慮等）
 - ・ゆとりある土地利用が可能な社会福祉施設整備用地規模の確保（要求水準 1,500 m²以上）

(様式 4-11)

建替住宅等の全体配置計画に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「建替住宅等の全体配置計画」について、特に提案したい点を A 4 版 3 枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・住棟や集会所、広場、プレイロット等の配置提案により「菜園設置」や「祭り実施」の可能性が広がる等、多様な市営住宅入居者のコミュニケーション及び市営住宅入居者と地域住民との良好なコミュニティ形成への配慮
 - ・安全性や快適性等を考慮した広場・プレイロット、通路、緑地等のオープンスペースの確保及び適切な配置・団地内及び周辺住環境に対する、日照、採光、通風、開放性、プライバシー、圧迫感（敷地境界からの後退等）等への配慮

(様式 4-12-1)

市営住宅等の建築計画に関する提案書（建替住宅等）

*主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「市営住宅等の建築計画」について、特に提案したい点をA4版3枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。

*企業名が特定されないように記入すること。

*本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。

（建替住宅等）

- ・ミクストコミュニティ形成に配慮した住戸タイプ配置構成、住棟内公共空間（玄関ホール、共用廊下、EVホール等）の配置・活用
- ・住戸の日照、採光、通風、換気、断熱、防露、防水遮音、開放性、プライバシー等を確保した住戸計画
- ・適切な動線計画、設備・仕上げ等の提案による安全上、衛生上、耐久性上、良好な居住空間の形成
- ・災害時の入居者生活環境への配慮としての「雨水の貯水」「資機材倉庫スペースの設置」「EV停止時に手動稼働可能な滑車の装備」等の提案

(様式 4-12-2)

市営住宅等の建築計画に関する提案書（消防高浜分署）

*主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「市営住宅等の建築計画」について、特に提案したい点をA4版3枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。

*企業名が特定されないように記入すること。

*本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。

（消防高浜分署）

- ・施設利用者の利便性への配慮
- ・周辺住環境、地球環境負荷軽減への配慮
- ・維持管理・更新性等への配慮
- ・災害時の業務継続性への配慮
- ・消防活動需要変動への対応しやすさ
- ・多様な訓練機能を備えた施設計画

(様式 4-13)

少子高齢化への配慮に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「少子高齢化への配慮」について、特に提案したい点をA4版2枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・安全に安心して、円滑かつ快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方
 - ・社会福祉施設の整備を考慮した、安全に安心して快適に暮らせる環境確保の考え方

(様式 4-14)

緑豊かな美しい芦屋の景観の形成への配慮に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「緑豊かな美しい芦屋の景観の形成への配慮」について、特に提案したい点をA4版2枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・緑豊かな美しい芦屋の景観形成に資する考え方（先導的な役割）
 - ・外部空間の充実、住棟ファサードデザイン等による周辺環境との調和への配慮

(様式 4-15)

環境への配慮に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「環境への配慮」について、特に提案したい点をA4版2枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・省エネルギー推進への配慮
 - ・太陽光発電、雨水浸透、リサイクル材・エコマテリアルの使用、ごみの減量化、LCCO2削減など環境共生への配慮

(様式 4-16)

市営住宅の維持管理への配慮に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「市営住宅の維持管理への配慮」について、特に提案したい点を A 4 版 2 枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・ライフサイクルコスト（LCC）の観点から将来的な維持管理コスト低減のための配慮
 - ・建物・設備の更新性、メンテナンス性の向上への配慮
 - ・日常の修繕、維持管理、設備機器取扱い等のしやすさ、コスト縮減への配慮
 - ・外部空間における違法行為、放置自転車対策等の管理負荷軽減への配慮

(様式 4-17)

施工計画に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「施工計画」について、特に提案したい点を A4 版 2 枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・無理のない施工計画、工期遵守
 - ・品質、安全性を損なわない工期短縮提案
 - ・施工体制の信頼性（市への報告体制等を含む）
 - ・施工監理体制等の品質保持への配慮
 - ・十分な安全対策
 - ・施工中の近隣への配慮（工事関係者の駐車場の確保・工事車両運行計画を含む）

(様式 4-18)

入居者移転支援に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「入居者移転支援」について、特に提案したい点をA4版2枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・高齢入居者等に配慮した円滑な本移転支援、退去支援等
 - ・移転支援、退去支援等を円滑に実施可能な人員・体制の構築

(様式 4-19)

開発コンセプトと土地利用計画に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「開発コンセプトと土地利用計画」について、特に提案したい点をA4版1枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・高齢世帯や若年世帯等の多様な入居者がともに支え合いながら暮らすミクストコミュニティの形成促進に関する提案
 - ・芦屋市住宅マスタープランを実現するための既存周辺住宅環境への配慮・調和及び緑豊かな美しい芦屋の景観形成への貢献

(様式 4-20)

導入機能に関する提案書

- *主に、落札者決定基準に記載した審査項目の「導入機能」について、特に提案したい点を A4 版 1 枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。
- *企業名が特定されないように記入すること。
- *本様式の記入に際しては、少なくとも以下の内容を明らかにすること。
 - ・民間住宅のほか、周辺住民の生活利便性の向上に貢献する商業・サービス機能や教育機能、福祉機能の導入提案

5. 第二次審査（設計図書）に関する提出書類

(様式 5-1)

高浜町 1 番住宅等大規模集約事業

設計図書

(表紙)

正本 or 副本 (通し番号) / ●

提案受付番号	
--------	--

* 「正本」か「副本 (通し番号 1~25) / 25」の何れかを記載すること。

(様式 5-2)

建替住宅等及び消防高浜分署の建築概要

□建替住宅等			
区域面積	m ²		
建築面積	m ²	建ぺい率	%
延床面積	m ²		
容積対象面積	m ²	容積率	%
最高高さ	m ²	駐車台数	台

□消防高浜分署			
区域面積	m ²		
建築面積	m ²	建ぺい率	%
延床面積	m ²		
容積対象面積	m ²	容積率	%
最高高さ	m ²	駐車台数	台

(様式 5-3)

建替住宅等面積表

□住棟番号 ()

住戸形式	住戸専用面積	戸数
1DK	m ²	戸
2DK	m ²	戸
3DK	m ²	戸
車いす2DK	m ²	戸
合 計	m ²	戸
集 会 所	m ²	
駐 車 場	m ²	台
駐 輪 場	m ²	台
ごみ置場	m ²	
その他施設	m ²	

注) 面積表を複写して棟毎に作成すること。

(様式 5-4)

建替住宅住棟別床面積表

(㎡)

住棟番号 []										
階	住戸専用部分 (㎡)		共用部分 (㎡)			小計 (㎡)	タイプ別戸数 (戸)			
	住戸専用面積	バルコニー	玄関ホール・階段・廊下等	倉庫	その他		1 D K	2 D K	3 D K	車いす 2 D K
階										
階										
階										
階										
階										
階										
階										
棟合計										

注) 面積表を複写して棟毎に作成すること。

余剰地等に整備する民間住宅等の建築概要

□余剰地に整備する民間住宅等			
建築物の用途			
区域面積（敷地面積）	m ²		
建築面積	m ²	建ぺい率	%
延床面積	m ²		
容積対象面積	m ²	容 積 率	%
最高高さ	m ²	駐車台数	台

□活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地）に整備する民間住宅等			
建築物の用途			
区域面積（敷地面積）	m ²		
建築面積	m ²	建ぺい率	%
延床面積	m ²		
容積対象面積	m ²	容 積 率	%
最高高さ	m ²	駐車台数	台

□活用対象跡地（浜町市営住宅跡地）に整備する民間住宅等			
建築物の用途			
区域面積（敷地面積）	m ²		
建築面積	m ²	建ぺい率	%
延床面積	m ²		
容積対象面積	m ²	容 積 率	%
最高高さ	m ²	駐車台数	台

注) 複数の敷地に分けて施設の整備を行う場合は、敷地ごとに作成すること。ただし、戸建住宅を整備する場合は、様式 5-6 において住宅の販売方法（建売・売建等の別等）、住宅の住戸形式（1DK、2DK等、適宜定義すること）、住戸形式ごとの延床面積と戸数（売建の戸建住宅の場合は、区画の面積とそれぞれの区画数）を説明すればよく、敷地ごとの作成は不要とする。

余剰地等に整備する民間住宅等の概要

* 余剰地等に整備する民間住宅等について、余剰地、活用対象跡地（南宮町市営住宅跡地及び浜町市営住宅跡地）ごとに、以下の内容を説明すること。A4版2枚以内で簡潔にまとめ、記入すること。

- ・ 施設の用途（集合住宅、戸建住宅、その他機能）
- ・ 住宅の販売方法（分譲、賃貸、戸建住宅の場合は建売・売建等の別等）
- ・ 住宅の住戸形式（1DK、2DK等、適宜定義すること）、住戸形式ごとの住戸専用面積と戸数（売建の戸建住宅の場合は、区画の面積とそれぞれの区画数）
- ・ 住宅以外の機能の用途と規模

提出図面等の作成のポイント等（図面等のすべての書式サイズはA3横書き、ファイル形式はPDFとする。）

様式 番号	図面等名称	作成のポイント等	枚数
様式 5-7	鳥瞰図	・建替住宅等及び消防高浜分署の整備及び余剰地等の活用 が完了した時点イメージした各事業用地の鳥瞰図を作成す ること。（高浜事業用地、活用対象跡地それぞれについて作 成すること。）	適宜
様式 5-8	高浜事業用地全体配置図 （縮尺：1/1000）	・高浜事業用地全体の建替住宅等（外構含む）、周辺道路及び 周辺土地利用が判別できるよう図示すること。 ・建替住宅等は1階平面図を図示し、住戸タイプ、床面積を記 載すること。（1階平面図は、各住戸の界壁が記載されていれ ばよい。） ・消防高浜分署は1階平面図を図示すること。 ・社会福祉施設用地については、位置と規模を明示すること。 ・余剰地活用業務により整備される、民間住宅等を図示すこ と。 ・民間住宅等において戸建住宅を整備する場合には、区画毎 の販売方法（建売・売建等）が判るように記載すること。（売建 区画については民間住宅等の記載は不要）	1 枚
様式 5-9	高浜事業用地全体動線計画 図 （縮尺：1/1000）	・高浜事業用地全体配置図（様式5-8）をもとにして、平常時の 歩行者動線、車両動線を図示すること。 ・災害時の避難経路、火災時の消防車等の活動場所を図示す ること。 ・車椅子対応住戸の避難経路について、個別に図示すること。	1 枚
様式 5-10	建替住宅等内外部仕上表	・建替住宅等の外装及び各住戸タイプの全所要室の内装 （床、巾木、壁、天井の地下及び仕上げ、断熱仕様等）につい て、記載すること。	適宜
様式 5-11	建替住宅等各階平面図 （縮尺：1/300）	・建替住宅等の各階平面図を作成し、住戸タイプ、床面積、所 要室名を記載すること。 ・付帯施設のうち、集会所、ごみ置場については、床面積、所 要室名を記載すること。	適宜
様式 5-12	建替住宅等断面図 （縮尺：1/300）	・建替住宅等の断面図（X,Y 方向各 1 面以上）を作成すること。 ・住戸タイプを記載し、壁については各住戸の界壁が記載され ていれればよい。 ・敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法等 の規定を満足していることを示すこと。	適宜
様式 5-13	建替住宅等立面図 （縮尺：1/300）	・建替住宅等の立面図を4面作成すること。	適宜
様式 5-14	建替住宅各住戸平面詳細図 （縮尺：1/50）	・建替住宅の住戸タイプ別の平面詳細図を作成すること。 ・住戸タイプの間取り、主な電気機械設備機器のレイアウトを 図示し、所要室名、床面積（所要室別）を記載すること。 ・基本的に住戸タイプの間取りは各住戸タイプ毎に 1 パターン とすること。但し、反転させた間取りについては記載を可とす る。	適宜
様式 5-15	消防高浜分署各階平面図 （縮尺：1/300）	・消防高浜分署の各階平面図を作成し、床面積、所要室名を記 載すること。	適宜
様式 5-16	消防高浜分署断面図 （縮尺：1/300）	・消防高浜分署の断面図（X,Y 方向各 1 面以上）を作成すこ と。	適宜
様式 5-17	消防高浜分署立面図 （縮尺：1/300）	・消防高浜分署の立面図を4面作成すること。	適宜
様式 5-18	日影図	・建築基準法の規制内容に基づいた時刻日影図及び等時間日 影図を作成すること。 ・近隣への影響が確認できる図とすること。	適宜
様式 5-19	壁面等時間日影図	・各住棟の壁面日影図（住戸の日照時間を確認できる図）を作 成すること。 ・1 時間単位の日照時間毎の住戸数を表示すること （ex.1h 3 戸、2h 150 戸、3h 15 戸／等）	適宜

提出図面等の作成のポイント等（図面等のすべての書式サイズはA3横書き、ファイル形式はPDFとする。）

様式 番号	図面等名称	作成のポイント等	枚数
様式 5-20	事業実施工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業契約の締結から事業完了までの工程表を作成すること。なお、工程表には事業契約書(案)の日程表の記載事項が明確に判別できるよう作成すること。 ・ 設計業務については、事前調査、設計、各種申請、住宅性能評価の時期・期間を記載すること。 ・ 工事監理業務については、工事監理の期間を記載すること。 ・ 建設業務については、準備工事、既存住宅等の解体・除却等、地業工事、基礎工事、コンクリート工事、外装工事、内装工事、設備工事、外構工事、検査関係、住宅性能評価の時期・期間を記載すること。 ・ 本移転の時期・期間についても記載すること。 ・ 余剰地等活用業務については、整備する民間住宅等の販売等のスケジュール(住宅の販売等を行う戸数とその時期)を明記すること。 	2枚以内
様式 5-21	民間住宅等各階平面図 (縮尺:1/300) ※提案を行う事業用地ごとに作成すること	<p>(集合住宅を整備する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余剰地等における各階平面図を図示すること。平面図には住戸タイプ、床面積、室名を記載すること。(各住戸の界壁が記載されていればよい)。 ・ 共用空間及び住戸タイプの配置関係が同様となる階層についてはまとめて記載してもよい(ex2～5階平面図)。 ・ 整備される主要な住戸タイプ別の平面詳細図を作成すること(住戸タイプの間取り、所要室名、床面積(所要室別)を記載)。 <p>(戸建住宅を整備する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 余剰地等において整備される主要な住戸タイプ別の平面詳細図を作成すること。(住戸タイプの間取り、所要室名、床面積(所要室別)を記載)。 ・ 区画毎の販売方法(建売・売建等)が判るように記載すること。(売建区画については民間住宅等の記載は不要) <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1階の平面図は、周辺道路及び周辺土地利用が判別できるよう図示すること。 ・ 周辺住民の生活利便性の向上に貢献する商業・サービス機能や教育機能、福祉機能を付帯する場合、平面図には、所要室名、床面積(所要室別)を記載すること。 	適宜
様式 5-22	民間住宅等立面図 (縮尺:1/300) ※提案を行う事業用地ごとに作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余剰地等における民間住宅等の立面図を3面以上作成すること。 	適宜
様式 5-23	民間住宅等断面図 (縮尺:1/300) ※提案を行う事業用地ごとに作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余剰地等における民間住宅等の断面図を作成すること。断面位置は任意とし、X、Y方向各1面以上を作成すること。 ・ 計画高さ、敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法等の規定を満足していることを示すこと。 	適宜